

# 山口県報

令和3年  
8月24日  
(火曜日)

## 目次

### ○告示

岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………  
岩国南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(会計課)……………

### ○公告

一般競争入札の実施(デジタル・ガバメント推進課)……………



### 山口県告示第二百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年八月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 施行者の名称

岩国市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

岩国都市計画下水道事業岩国市公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和二十七年四月一日から令和九年三月三十一日まで

#### 四 事業地

岩国市元町一丁目、元町二丁目、元町三丁目、元町四丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、立石町一丁目、立石町二丁目、立石町三丁目、立石町四丁目、新港町一丁目、新港町二丁目、新港町三丁目、新港町四丁目、新港町五丁目、錦見一丁目、錦見二丁目、錦見三丁目、錦見四丁目、錦見五丁目、錦見六丁目、錦見七丁目、錦見八丁目、麻里布町一丁目、麻里布町二丁目、麻里布町三丁目、麻里布町四丁目、麻里布町五丁目、麻里布町六丁目、麻里布町七丁目、今津町一丁目、今津町二丁目、今津町三丁目、今津町四丁目、今津町五丁目、今津町六丁目、室の木町一丁目、室の木町二丁目、室の木町三丁目、室の木町四丁目、室の木町五丁目、山手町一丁目、山手町二丁目、山手町三丁目、山手町四丁目、装束町一丁目、装束町二丁目、装束町三丁目、装束町四丁目、装束町五丁目、装束町六丁目、砂山町一丁目、砂山町二丁目、飯田町二丁目、飯田町三丁目、桂町一丁目、桂町二丁目、岩国一丁目、岩国二丁目、岩国三丁目、岩国四丁目、日の出町、三笠町一丁目、三笠町二丁目、三笠町三丁目、川口町一丁目、川口町二丁目、牛野谷町一丁目、牛野谷町二丁目、牛野谷町三丁目、門前町一丁目、門前町二丁目、門前町三丁目、門前町四丁目、門前町五丁目、尾津町一丁目、尾津町二丁目、尾津町三丁目、尾津町四丁目、尾津町五丁目、平田四丁目、平田五丁目、平田六丁目、南岩国町一丁目、南岩国町二丁目、南岩国町三丁目、南岩国町四丁目、灘町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、川下町一丁目、川下町二丁目、川下町三丁目、車町一丁目、車町二丁目、車町三丁目、中津町一丁目、中津町二丁目、中津町三丁目、楠町一丁目、楠町二丁目及び楠町三丁目

### 山口県告示第二百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、岩国南都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年八月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 施行者の名称

岩国市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

岩国南都市計画下水道事業岩国市公共下水道

#### 三 事業施行期間

平成十二年十一月二十一日から令和九年三月三十一日まで

#### 四 事業地

岩国市由宇町港一丁目、港二丁目、港三丁目、中央一丁目、中央二丁目、南一丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南五丁目、南沖一丁目、南沖三丁目、南沖四丁目、千鳥ヶ丘一丁目、千鳥ヶ丘二丁目、千鳥ヶ丘三丁目、西一丁目、西二丁目、西三丁目、南沖二丁目、宇由崎及び字長祖生

山口県告示第二百四十九号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和三年山口県告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

令和三年八月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

二中「自動車税種別割納税通知書等作成業務」の下に、「山口県ファイナンスサーバ構築業務」を加える。



(一九五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和三年八月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
  - 次に掲げる業務の委託
  - (一) 業務の名称及び数量
  - (二) 山口県ファイナンスサーバ構築業務 一式
  - (三) 業務の内容
  - 入札説明書及び仕様書による。
  - (四) 履行期間
  - 契約締結の日の翌日から令和四年三月三十一日まで
  - (五) 履行場所

二 入札参加資格  
契約担当者が指定する場所  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和三年山口県告示第四十六号）に基づく資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 令和三年八月二十四日から同年十月五日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(七) 平成二十八年四月一日から令和三年八月二十四日までの間に、一に掲げる業務と同等以上の内容を有する業務を施行した実績を有していること。

三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

四 入札説明書及び仕様書の交付  
令和三年八月二十四日午前九時から同年九月十五日午後五時まで、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課のホームページの「山口県ファイナンスサーバ構築業務総合評価一般競争入札の実施」に掲載することにより行う。

五 入札の方法  
この入札は、政令第六百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札に

より行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

(三) 受領期限

令和三年十月四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和三年十月五日午前十一時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課研修室

(二) 日時

令和三年十月五日午前十一時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案並びに技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価

提案書に記載された全体計画、システムの要件及び技術的能力に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画、システムの要件及び技術的能力に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び機能等評価(システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 二百五十点

(2) 機能等評価

全体計画 六十点

システムの要件 四百八十点

技術的能力 六十点

4 適否判定

入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能等評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とならない。

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能等評価に係る評価点が高い者を落札者とする。この場合において、機能等評価に係る評価点が高点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和三年九月十五日午後五時十五分までに山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和三年九月二十二日までに発送する。

- 1 入札参加資格確認申請書
- 2 納税証明書(外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)
- 3 一に掲げる業務と同等以上の内容を有する業務を施行した実績について記載した書面

(五) 契約保証金  
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和三年九月二十四日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三三三九一五)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課(電話〇八三一九三三三三三三九)に問い合わせる。

十二) Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Construction of file server for Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Term of the contract: From the next day of the contract to March 31, 2022
- (3) Deadline for tender submission: 5:00 P.M., October 4, 2021 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M., October 5, 2021)
- (4) Division in charge of procurement and contact point for notice: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-9333-1329)

別表第一

評価の項目	評価の基準
全体計画	1 提案に当たつての基本的な考え方並びにシステムの概要及び特長が提案されていること。 2 システム導入に当たつて想定されるリスク及び課題とその対策が提案されていること。 3 業務仕様書の基本方針に記載された内容を理解し、これらを実現するための方法について具体的に提案されていること。 4 システム導入を行うに当たつて妥当な開発スケジュールが提案されていること。 5 プロジェクトを円滑に進める上での進捗管理、品質管理及びセキュリティ管理等の方法が提案されていること。

四

シ	ス	ナ	ム	の	要	件	技	術	的	能	力
ハードウェア要件	ハードウェアの全体構成及び仕様が明記されており、その選定根拠が妥当であること。(CPU、メモリ等)を十分に備えていること。 2 サブレイブ領域(実効容量)を十分に備えていること。 3 十分なIOPSを備えていること。 4 リソナーの拡張性を十分に備えていること。	ソフトウェアの全体構成及び仕様が明記されており、その選定根拠が妥当であること。 2 フライエイルサーバの運用、セキュリティ及びライブラリライフルについて配意した提案であること。 3 人事異動等アクセス権の設定変更が柔軟かつ容易であること。 4 フライエイル証跡の検索・抽出や特定のユーザの証跡追跡が容易であること。 5 フライエイルサーバの管理・運用を効率化するソフトウェアを搭載していること。 6 仮想化基盤の管理・運用を効率化するソフトウェアを搭載していること。 7 既存の仮想化基盤から仮想サーバの移行が容易なこと。	信頼性要件	障害からの復旧において、システムの可用性及びデータの安全性を考慮した提案がされていること。 2 システムのリテラブルタイム監視について提案がされていること。 3 予防保守として、障害を未然に防止する対策の提案がされていること。 4 業務継続性の提案がされていること。	バックアップ要件	業務仕様書に基づくバックアップ運用計画について提案がされていること。 2 バックアップ及び復旧に要する時間の短縮について提案がされていること。 3 DRサイトについて提案がされていること。	障害対応	類似業務の経験	業務に従事する者の経験及び資格等	業績及び資格等	1 障害が発生した場合にその原因を速やかに特定するための手法について提案がされていること。 2 障害が発生した場合に速やかに復旧する手法について提案がされていること。 3 提案する機器に係るシステムで、その規模が入札に付する機器に係るシステムと同等以上のものの設計、構築、運用及び管理について、施行実績が記述されていること。
ソフトウェア要件	ソフトウェアの全体構成及び仕様が明記されており、その選定根拠が妥当であること。 2 フライエイルサーバの運用、セキュリティ及びライブラリライフルについて配意した提案であること。 3 人事異動等アクセス権の設定変更が柔軟かつ容易であること。 4 フライエイル証跡の検索・抽出や特定のユーザの証跡追跡が容易であること。 5 フライエイルサーバの管理・運用を効率化するソフトウェアを搭載していること。 6 仮想化基盤の管理・運用を効率化するソフトウェアを搭載していること。 7 既存の仮想化基盤から仮想サーバの移行が容易なこと。	バックアップ要件	業務仕様書に基づくバックアップ運用計画について提案がされていること。 2 バックアップ及び復旧に要する時間の短縮について提案がされていること。 3 DRサイトについて提案がされていること。	障害対応	類似業務の経験	業務に従事する者の経験及び資格等	業績及び資格等	1 システムの設計及び構築から安定稼働期までの業務に従事する下記の者について、所属部署、役職、資格、経歴、実績等が記述されていること。 (1) 導入する仮想化技術に関する知識とシステムの構築について十分な実績を有する者。 (2) ウェブサーバに関する知識及びシステムの構築について十分な実績を有する者。 (3) システムの構築及び運用に必要なハードウェアに関する知識、保守及び管理についての十分な実績を有する者。			
品質管理、セキュリティ及び個人情報保護に関する認証の取得について記述されていること。	2 国や地方自治体の業務において、フライエイルサーバ及び仮想基盤の構										

案に関して円滑に実施した経験について記述されていること。

別表第二

判定の項目	判 定 の 基 準
提案書類	提出を求めた書類が、全て指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	契約の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	構築費用が予定価格の範囲内であって、保守費用も含めた全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものであるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるかどうか。
明瞭性	全体として、提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。
提案性	全体として、提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

令和三年八月二十四日印刷

発行人所

山口県知事